

## 第二期子ども・子育て支援事業計画中間見直し方針について

### 1. 見直しの概要

#### (1) 根拠法令等

##### ①内閣府告示第159号（平成26年7月2日告示）

- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）

『・・・市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。』

##### ②本計画 P171「第6章 計画の推進にあたって」（抜粋）

『教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合などは、計画期間の中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを行います。』

#### (2) 対象範囲

見直しの対象範囲は、「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」とする。

##### ①教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

（以下、「教育・保育施設」）

##### ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下、「地域子ども・子育て支援事業」）

- ・放課後児童健全育成事業、一時預かり事業 など

#### (3) 対象年度

計画期間（令和2年度から6年度まで）のうち、5、6年度の計画に適用する。

#### (4) その他

- ・今回の見直しに伴うニーズ調査、パブリックコメント手続きは実施しない。
- ・第5章の改訂版を作成し、子ども・子育て会議委員及び関係団体等に配布する。

### 2. 見直し方針

本計画「第6章 計画の推進にあたって」及び国の示す考え方等を踏まえ、見直しを検討するものとする。

#### (1) 共通事項

新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で見直しを行う。

#### (2) 教育・保育施設

- ・令和3年4月1日時点における提供区域ごとの「量の見込み（ニーズ）の計画値と実績値の乖離が10%以上ある場合等は見直しを行う。

#### (3) 地域子ども・子育て支援事業

- ・必要に応じて見直しを行う。

【参考：中間見直しに関する国の示す考え方（抜粋）】

##### ① 教育・保育施設

令和3年4月1日時点における提供区域ごとの「量の見込み（ニーズ）の計画値と実績値の乖離が10%以上ある場合には、原則として見直しが必要 ほか

##### ② 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の見直しに併せて、必要に応じ見直しを行うこと。

### 3. 今後のスケジュール

本会議での議論を経た見直し案について、県等と協議を行い、年度内に改定を行う。